

訓練実施機関の皆様へ

職業訓練受講給付金申請書(様式B-6)裏面の受講証明について

● 受講証明について

受講者は、訓練期間中（2か月目以降）、毎月1回、ハローワークへ来所することとなり、この際、職業訓練受講給付金の受給者は、訓練実施施設による「求職者支援訓練等受講証明」を受けた「職業訓練受講給付金支給申請書（様式B-6）」をハローワークに提出し、支給申請の手続きを行うことから、訓練実施施設においては、受講者が当該申請書を持参した場合は、出席状況を証明の上、受講者へ交付してください。

【受講証明に係る留意事項】

- ・ 受講証明は、ハローワークが職業訓練受講給付金の支給の可否を判断する上で欠くことのできない非常に重要なものであること。
- ・ 職業訓練受講給付金の受給に当たっては、原則全ての訓練受講が必要であるが、やむを得ない理由により欠席・遅刻・早退・欠課した場合には、証明書類の提出が必要であること。
- ・ ハローワークは、訓練実施施設が証明した出席状況を基に欠席・遅刻・早退・欠課の内容を確認し、支給に必要な証明書類の種別等を判断することがあること。
- ・ これらのことから、訓練実施施設が受講証明を行うに当たっては、下記の記入要領に沿った適切な対応が必要であること。

● 受講証明の記入要領

「求職者支援訓練等受講証明」の⑬欄のカレンダー及び⑭欄に、⑨欄に記載した「支給申請の対象となる訓練期間」における出席状況を「出席簿（様式A-20）」で確認の上、以下に掲げる記号により記入してください。

⑮欄の特記事項欄には、欠席（時限ごとの欠席をいい、1日単位の欠席を除く。以下この項において同じ。）・遅刻・早退・欠課に係る受講者からの届け出を基に、当該欠席・遅刻・早退・欠課を行った日、時限、理由及び時間数（分単位）を記入すること。

また、証明する期間の中に企業実習日が含まれる場合であって、当該実習の一部を遅刻・早退・欠課したものの1日の実習時間の半分以上に出席したときは「△」を記入するとともに、

⑮の特記事項欄に「〇月〇日：企業実習、訓練時間〇時間〇分、出席時間〇時間〇分」など、具体的な出席状況を記入すること。

【求職者支援訓練等受講証明欄の記入記号一覧】

	⑬欄（日ごと）	⑭欄（時限ごと）
訓練が行われなかった日	= 取消線)	
全ての時限を出席した日	無印	
1時限でも欠席、遅刻、早退又は欠課した日	△	出席した時限 ○ 欠席又は欠課した時限 × 遅刻した時限 / 早退した時限 \ 訓練を実施していない時限 = (取消線)
全ての時限を欠席、遅刻、早退又は欠課した日	×	

【「職業訓練受講給付金支給申請書（様式B-6）」⑮欄の記入例】

10/13、 1限(10分) 電車遅延
10/17、 5限(30分)～6限 風邪早退
10/26、 忌引き（叔父の葬儀）

- 訓練実施施設が受講者に対して、欠席等理由（別添1）を証明する資料の提出を求めて確認する必要はないこと（受講者がハローワークに対して証明資料を提出することとなること。）
- 欠席等した場合、どのような理由であっても、出席扱いとはしないこと。

※ 本様式の記入に当たって不明な点があれば、労働局又はハローワークへ問い合わせください。

様式第3号（裏面）

求職者支援訓練等受講証明															
⑬ 右のカレンダーに該当する印を付けてください。 (1) 職業訓練が行われなかった日 =印 (取消線) (2) 職業訓練を一部のみ受けた日 △印 (3) 職業訓練を受けなかった日 ×印 ※(2)に該当する日がある場合は下記⑭を記入してください。				10月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31			11月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31								
⑭ 職業訓練を一部のみ受けた日について、右の時間割に該当する印を付けてください。 (1) 出席した時限 ○印 (2) 欠席した時限 ×印 (3) 遅刻した時限 /印 (4) 早退した時限 <印 (5) 訓練を実施していない時限 =印 (取消線)				月 日 () 時限 1 2 3 4 5 6		月 日 () 時限 1 2 3 4 5 6		月 日 () 時限 1 2 3 4 5 6		月 日 () 時限 1 2 3 4 5 6		月 日 () 時限 1 2 3 4 5 6			
10月13日(木) 時限 1 2 3 4 5 6 / ○ ○ ○ ○ ○ ○				月 日 () 時限 1 2 3 4 5 6		月 日 () 時限 1 2 3 4 5 6		月 日 () 時限 1 2 3 4 5 6		月 日 () 時限 1 2 3 4 5 6		月 日 () 時限 1 2 3 4 5 6			
10月17日(月) 時限 1 2 3 4 5 6 ○ ○ ○ ○ / ×				月 日 () 時限 1 2 3 4 5 6		月 日 () 時限 1 2 3 4 5 6		月 日 () 時限 1 2 3 4 5 6		月 日 () 時限 1 2 3 4 5 6		月 日 () 時限 1 2 3 4 5 6			
月 日 () 時限 1 2 3 4 5 6				月 日 () 時限 1 2 3 4 5 6		月 日 () 時限 1 2 3 4 5 6		月 日 () 時限 1 2 3 4 5 6		月 日 () 時限 1 2 3 4 5 6		月 日 () 時限 1 2 3 4 5 6			
月 日 () 時限 1 2 3 4 5 6				月 日 () 時限 1 2 3 4 5 6		月 日 () 時限 1 2 3 4 5 6		月 日 () 時限 1 2 3 4 5 6		月 日 () 時限 1 2 3 4 5 6		月 日 () 時限 1 2 3 4 5 6			
月 日 () 時限 1 2 3 4 5 6				月 日 () 時限 1 2 3 4 5 6		月 日 () 時限 1 2 3 4 5 6		月 日 () 時限 1 2 3 4 5 6		月 日 () 時限 1 2 3 4 5 6		月 日 () 時限 1 2 3 4 5 6			
⑮ 特記事項				10/13 1限(10分)列車遅延、10/17 5限(30分)~6限早退、10/26忌引き(叔父の葬儀)											
⑯ 上記の記載事実誤りのないことを証明する。 平成 28 年 11 月 5 日				学校法人求職者支援学園 学園長 内定				求職者支援訓練等 実施費 取造 印							

※職員記入欄	欠席日数	1日	0.5日	合計	出席日数/訓練日数		除外日数	出席率
					(除外前訓練日数)			
					/ ()			%
	職業訓練受講手当	※印欄には記入しないでください。						
	通所手当	円						
	寄宿手当	円						
		円						
		所長		次長		統括		

(注 意 事 項)

- 1 証明内容は正しく記載してください。受講者が虚偽の証明によって職業訓練受講給付金を不正受給した場合、不正受給した受講者と連帯して不正受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、受給した認定職業訓練実施奨励金の返還を命ぜられることがあります。
- 2 ⑬及び⑭欄については、⑨欄に記載した「支給申請を行う訓練期間」における受講状況を記載してください。
- 3 ⑮欄には、職業訓練の出欠に関し、本人の申告などで特記すべき事項がある場合に記載してください。
- 4 ※印欄には、記載しないでください。

疾病又は負傷以外のやむを得ない理由

受講者本人の疾病又は負傷以外で訓練を欠席した場合の「やむを得ない理由」として、主なものは次のとおりです。

- ① 天災その他やむを得ない理由のため。
(水害、火災、地震、暴風雨雪、暴動、列車遅延、交通事故等)
- ② 法令の定めがある事由によるため。
 - ・ 選挙権その他公民としての権利を行使する場合
 - ・ 証人、鑑定人、参考人、裁判員等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署に出頭する場合
- ③ 求人者との面接（採用試験を含む。）又はハローワークが指示したセミナー等の受講のため。
- ④ 各種国家試験、検定等の資格試験を受験するため。
- ⑤ 親族（6親等以内の血族、配偶者及び3親等以内の姻族をいう。以下同じ。）の傷病について当該特定求職者の看護を必要とするため（小学校就学前の子については、予防接種や健康診断を受けさせる場合を含む。）。
- ⑥ 親族の介護のため。
- ⑦ 親族の危篤又は死亡及び葬儀のため。
- ⑧ 配偶者、3親等以内の血族又は姻族の命日の法事のため。
- ⑨ 受講者本人の婚姻のため（社会通念上妥当と認められる日数の新婚旅行等、親族の婚姻のための儀式への出席を含む。）。
- ⑩ 中学生以下の子弟の入学式又は卒業式等に参加するため。
- ⑪ 上記①～⑩に準ずるものであって、社会通念上やむを得ないと認められる理由。
- ⑫ 求職者支援資金融資の手続のために労働金庫に赴くため。
- ⑬ 公共職業訓練の受講者が指定来所日にハローワークに来所するため。
- ⑭ やむを得ない理由により指定来所日に来所することができなかった場合であって、再指定来所日にハローワークに来所するため。
- ⑮ 雇用保険の説明会や失業認定日にハローワークに来所するため。

●感染症による欠席日の特例措置

1.対象となる感染症

学校において予防すべき感染症として、学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第18条に規定する感染症（別添2）

●職業訓練受講給付金の支給申請の特例措置

受講者本人、親族(*)又は同居人（以下「受講者本人等」という。）が上記1の感染症に感染したことにより訓練を欠席した場合

* 親族とは、民法第725条に規定する親族、すなわち6親等以内の血族、配偶者及び3親等以内の姻族をいいます。

受講者が感染症に感染後も訓練に出席し続けることによって訓練実施施設内に感染が拡大することを防止する観点から、職業訓練受講給付金の支給申請に当たっては、受講者がハローワークに上記1の感染症による欠席であることの証明書類(*)を提出した場合に、他の病気等で欠席した場合（通常の「やむを得ない理由」）と異なり、職業訓練受講給付金の支給要件の一つである出席要件（訓練には全て出席、やむを得ない理由による欠席の場合、「出席日数／出席すべき訓練実施日数」が8割以上）の算定に当たり、当該感染症により欠席した日が分母から除かれます（「訓練受講が求められていない日」として取り扱われる）。また、受講者の親族又は同居人が上記1の感染症に感染し、医師または担当医療機関関係者（以下「医師等」といいます。）から受講者本人も自宅待機が必要との指示を受けた場合も、同じ取扱いとなります。

ただし、上記1の感染症に感染した親族又は同居人の看護のための欠席については、この特例措置は適用されませんのでご注意ください。

※ 証明書類は、次のa)～e)の全ての書類が必要です。

- a) 医療機関又は調剤薬局の領収証
- b) 処方せん袋（薬袋）
- c) 薬剤情報提供書

（医療機関又は調剤薬局から処方せん袋（薬袋）と一緒に渡される調剤日、薬剤の名称、用法、用量、効能、効果、相互作用に関する主な情報が記載された用紙）

- d) 診療明細書

- e) 受講者本人による申告書（様式B-18）（*用紙はハローワークで配布）

学校保健安全法施行規則 第18 条に規定する感染症一覧

感染症名
<ul style="list-style-type: none"> • エボラ出血熱 • クリミア • コンゴ出血熱 • 痘そう • 南米出血熱 • ペスト • マールブルグ病 • ラッサ熱 • 急性灰白髄炎 • シフテリア • 重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。） • 鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清亜型がH5N1であるものに限る。以下、「鳥インフルエンザ（H5N1）」という。） • インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く。） • 百日咳 • 麻疹（はしか） • 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） • 風しん（三日はしか） • 水痘（みずぼうそう） • 咽頭結膜熱（プール熱） • 結核 • 髄膜炎菌性髄膜炎 • コレラ • 細菌性赤痢 • 腸管出血性大腸菌感染症（O157） • 腸チフス • パラチフス • 流行性角結膜炎 • 急性出血性結膜炎その他の感染症（※） • 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項から第9項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症

※その他の感染症（例 感染性胃腸炎（主な病原体：ロタウイルス、ノロウイルス等）、マイコプラズマ感染症、急性細気管支炎等）